



新年度が始まりました。今年の春は平成という一つの時代が終わり、新しい時代の幕開けでもあります。昭和の時代は、戦争、終戦、高度経済成長、バブルと大きく様変わりした激動の時代でしたが、日本は豊かになりました。平成の時代も、コンピューターなどの人工知能の発達、ネットに代表される通信技術の発展に伴い、私たちの生活は便利になりました。昭和の時代に夢と思っていた鉄腕アトムの世界は現実のものとなり、実際に空飛ぶ車まで出現するようになりました。これから始まる令和の時代はどんな時代になるのでしょうか？テクノロジーの進化がまだまだ私たちの生活を変えていきそうですが、それで幸せになれるのかどうかはそれを使う人間次第でしょう。AIが人間を追い越し始めた今、器械に操られ過ぎることなく、危険性も理解しながら、上手に利用していけるなら、よりよい世界になっていくのでしょうか。平成の時代は災害が多い時代でもありました。これも地球の温暖化など人類の進歩に伴う副産物なのかもしれません。「令和」という元号には、新しいことにチャレンジしながら良い平和な時代を続けさせるという意味が込められていると言われます。是非そうしてくれることを願いたいですね。平成元年5月に医師免許を取得した私も、平成の終わりとともに医師生活30周年を迎えます。平成という時代は私の医師としての歩みそのものでもありました。たくさんのことを学び、経験させてもらったことを生かし、これからの医師生活後半戦、少しでも地域の人の役に立てるよう頑張っていきたいと思います。

呼吸器豆知識



呼吸器症状シリーズ最後は胸痛です。胸痛というのは、呼吸器疾患だけでなく、肋間神経痛や肋骨骨折などの整形外科疾患、狭心症や心筋梗塞、大動脈解離などの循環器疾患、带状疱疹などの皮膚科疾患、逆流性食道炎などの消化器疾患など、様々な分野の疾患を含んでおり、一概に胸痛=呼吸器疾患としてはお話できませんが、今回は胸痛を伴う呼吸器疾患についてお話します。呼吸器疾患で最も多い、胸痛が主訴の疾患は気胸です。気胸は突然起き、咳や呼吸困難を伴い、元気な若い人にも起きます。肺泡という風船に穴が開いて空気が肺と胸壁との間に漏れ出て肺が縮んでいく疾患ですが、小さな穴で、大して空気が漏れないうちに穴が塞がってしまう時は、肺は少し縮んだだけで自然に元に戻ってしまうこともあり、気づかずに過ぎていることもあります。ただ大きな穴が開いて、胸壁との間に漏れ出る空気が多かった場合は、肺はぺちゃんこに潰れ、心臓まで圧迫するようになると、緊張性気胸と言って死にも至る事態となりますから、息苦しさを伴う胸痛の時にはすぐに病院を受診しましょう。若い女性の場合は、以前書いた月経随伴性気胸があることも忘れないでください。その他に胸痛が出る呼吸器疾患としては、肺炎、胸膜炎、肺癌があります。肺は胸膜という膜で覆われています。膜というのは他の臓器の膜もそうですが、非常に神経が豊富で痛みに敏感です。弁慶の泣き所が痛いのも骨膜が痛みを感じるからです。よって、胸膜に炎症を起こす病態が生じると痛みが出ます。肺炎がひどくなって胸膜まで炎症が及んだり、癌が胸膜まで巻きこんでしまったりすると痛みが出るのです。気胸とは違って進行とともに徐々に痛みが出てくるので、何となく重たいくらいで、中々気づかれなかったりしますが、痛みが続く時は胸の写真を撮ってもらう必要があるということです。癌が進行すると痛みは尋常ではなくなり、普通の痛み止めでは効かないので、麻薬が必要となります。あと大事な胸痛に肺塞栓症があります。足の静脈などにできた血栓が剥がれて血流に乗って肺動脈に飛び、詰まらせる疾患ですが、これも急激な呼吸困難と胸痛、血痰、咳などで発症し、気胸以上に緊急性を要し、大きな血栓であれば、起こした途端にショック状態となってそのまま亡くなってしまいます。入院していても救命が難しいことも多い疾患ですが、これは本当に急に起きるため防ぎようがなく、血栓ができるような病態や環境にある人は普段から予防する治療や対策を取るしかありません。最後に余談ですが、呼吸器疾患ではないものの、突然起きる左胸の限局的な激痛に、プレコーディアルキャッチ症候群というのがあるのも知っておきましょう。精神的な不安から心臓付近の胸壁の筋肉に痛みを感じるもので、若年者に多く、短時間で自然に落ち着きます。

高額療養費制度について

今回は、医療保険における高額療養費制度について、ご案内させていただきます。
病院や薬局の窓口で支払った自己負担額が、1か月（暦月：1日から末日まで）単位あたりの自己負担限度額を超えた場合は、申請により限度額を超えた額が、保険者より支給されます。

また、入院する時や外来診療を受けるとき、「限度額適用認定証」をご利用になりますと、窓口でのお支払いは自己負担限度額までとなります。

※限度額適用認定証の交付を受けるには、国民健康保険の方は、住所地の区役所保険年金課または出張所で、申請が必要です。社会保険の方は、お勤め先で申請方法をお尋ねください。

★★月額自己負担額★★

70歳未満

区分	月の上限額
健保：標準報酬月額 83 万円以上 国保：基礎控除後所得(旧ただし書所得)の合計額 901 万円超	25 万 2600 円+(医療費総額-84 万 2000 円)×1% (※年 4 回目以降：14 万 100 円)
健保：標準報酬月額 53～79 万円未満 国保：基礎控除後所得(旧ただし書所得)の合計額 600 万円超 901 万円以下	16 万 7400 円+(医療費総額-55 万 8000 円)×1% (※年 4 回目以降：9 万 3000 円)
健保：標準報酬月額 28～50 万円未満 国保：基礎控除後所得(旧ただし書所得)の合計額 210 万円超 600 万円以下	8 万 100 円+(医療費総額-26 万 7000 円)×1% (※年 4 回目以降：4 万 4400 円)
健保：標準報酬月額 26 万円未満 国保：基礎控除後所得(旧ただし書所得)の合計額 210 万円以下	5 万 7600 円 (※年 4 回目以降：4 万 4400 円)
住民税非課税	3 万 5400 円(※年 4 回目以降：2 万 4600 円)

★70歳未満の場合は、2万1000円以上の一部負担金が2つ以上生じたとき、これらを合算して上記の自己負担限度額を超えた場合は、その超えた額が支給されます。

70歳以上の方

区分	外来(個人ごと)	月の上限額(世帯)
健保：標準報酬月額 83 万円以上 国保：課税所得 690 万円以上	25 万 2600 円+(医療費総額-84 万 2000 円)×1% (※年 4 回目以降：14 万 100 円)	
健保：標準報酬月額 53 万円以上 国保：課税所得 380 万円以上	16 万 7400 円+(医療費総額-55 万 8000 円)×1% (※年 4 回目以降：9 万 3000 円)	
健保：標準報酬月額 28 万円以上 国保：課税所得 145 万円以上	8 万 100 円+(医療費総額-26 万 7000 円)×1% (※年 4 回目以降：44,400 円)	
健保：標準報酬月額 26 万円以下 国保：課税所得 145 万円未満	1 万 8000 円 (年間上限 14 万 4000 円)	5 万 7600 円 (※年 4 回目以降：44,400 円)
低所得Ⅱ(住民税非課税)	8000 円	2 万 4000 円
低所得Ⅰ(住民税非課税)		1 万 5000 円

★70歳以上の場合は、全ての一部負担金を合算して、自己負担限度額を超えた場合は、その超えた額が支給されます。

◎高額療養費制度におけるポイント

- ・月をまたぐ入院であっても、月ごとの計算になります。
- ・院外処方の場合、薬局の窓口支払額と処方せんを発行した医療機関の窓口支払額を合算し、限度額を超えた場合は高額療養費の対象となります。
- ・1か所の医療機関においても、「入院と外来」、「医科と歯科」はそれぞれ別に計算します。
- ・後期高齢者医療制度加入者その他の医療保険に加入している人の一部負担金は、合算できません。

※年4回目以降とは、当月分を含めて過去12か月以内に、すでに高額療養費の支給を3回以上受けたとき、4回目からは自己負担限度額が引き下げられます。